

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	法令の番号	昭和39年7月2日法律第134号				
不利益処分の種類	障害児福祉手当の支給の制限	根拠条項	第20条、第21条				
処 分 基 準	<p>(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年7月2日法律第134号）第20条、第21条</p> <p>(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年7月4日政令第207号）第7条、第8条</p>						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	総合福祉センター	交付機関	総合福祉センター	目次NO	12